規則九―五四（住居手当）	第五条第一項（規則九―一四六（令和元年改正法附則第三条の規定による住居手当）第五条において準用する場合を含む。）の住居届	（略）	（略）
	第六条第二項（規則九―一四六第五条において準用する場合を含む。）の住居手当認定簿	（略）	（略）
規則九―一二一（広域異動手当）	第八条第二項の住居等を明らかにする書類	（略）	（略）
規則九―一四六	第二条第三号の協議に関する文書等	支給要件を具備しなくなった日	五年一月

三～二十　（略）

備考

一～三　（略）

規則九―五四（住居手当）	第五条第一項の住居届	（略）	（略）
	第六条第二項の住居手当認定簿	（略）	（略）
規則九―一二一（広域異動手当）	第八条第二項の住居等を明らかにする書類	（略）	（略）

三～二十　（略）

備考

一～三　（略）